

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○平成二十三年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件

○遊漁規則の変更について認可した件

公 告

○道路の供用を開始する件

○貸金業の業務の停止を命じた件

福島県公安委員会

○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

告 示

福島県告示第四百四号

平成二十三年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。
平成二十四年三月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 原種の配付数量

種類

品名

数量(単位 キログラム)

水稲

コシヒカリ

一一、一七六

ひとめぼれ

四、八一二

天のつぶ

五二〇

チヨニシキ

八〇〇

まいひめ

八〇〇

たかねみのり

八〇〇

夢の香

二〇〇

こがねもち

七八〇

水稲合計

一八、二六八

ふくいぶき

二〇〇

コスズ

二〇〇

大豆

二 原種の配付価格

種類

単位

価格(消費税及び地方消費税を除く。)

水稲

一キログラム

三六〇円

大豆

一キログラム

三二九円

大豆合計

三〇四

すずほのか

二六〇

あやこがね

四

福島県告示第五百五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、只見川漁業協同組合内共第二十一号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十四年二月二十八日次のとおり認可した。
平成二十四年三月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 漁業権者の名称及び住所

只見川漁業協同組合 大沼郡三島町大字名入字諏訪ノ上四百十番地

二 漁業権の免許番号 内共第二十一号(只見川)

三 変更の内容

第四条第一項の表あゆの項中「七月一日」を「六月一日」に改めた。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十四年三月六日

(水産課)

福島県告示第五百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十四年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年三月六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道常磐勿来線	いわき市常磐湯本町天王崎四二番二〇地先から	平成二十四年三月六日
同	市常磐関船町迎九八番地先まで	同日

(道路計画課)

公 告

公告第三十九号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の四第一項第二号の規定に基づき、次のとおり貸金業者の業務の停止を命じた。

平成二十四年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 商号又は名称 アイマ
- 二 氏名(法人にあつては代表者名) 新妻 郁郎
- 三 営業所又は事務所の所在地 いわき市平字鍛冶町二番地の一
- 四 登録番号 福島県知事(三)第〇一八四一号
- 五 業務の停止期間 平成二十四年三月一日から平成二十五年二月二十三日までの間
- 六 業務の停止を命ずる範囲 業務の全部(ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を除く。)

(捺印(空欄))

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月6日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第2号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第7条第15号及び第16号を削り、同条第17号を同条第15号とする。
- (2) 第9条第12号を同条第14号とし、同条第11号の次に次の2号を加える。
- (3) サイバー犯罪対策に関する企画、調査、指導及び総合調整に関すること。
- (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)の施行に関すること。

第31条の2第3号アを削り、同号イ中「(昭和26年政令第319号)」の次に「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」を加え、同号中イをアとし、ウをイとし、同号エ中「からウまで」を「及びイ」に改め、同号エを同号ウとする。

別表第1会津若松警察署の部城西交番の項中「山鹿町」の次に「湯川町」を加え、「湯川町、川原町」を削り、「城西町」を「材木町」に改め、「材木町二丁目」の次に「川原町、城西町」を、「住吉町」の次に「幕内東町」を加え、「館脇町」を

削り、「幕内東町」を「館脇町、神指町のうち大字南四合」に改め、「神指町のうち大字南四合」を削り、同部一箕交番の項中「松町」を「花畑東、平安町、松町」に改める。

別表第2会津若松警察署の部門田駐在所の項中「門田工業団地」を削り、「大字堤沢、大字中野」を「大字一ノ堰」に改め、「大字一ノ堰」を削り、「大字御山」の次に「、大字堤沢」を、「大字徳久」の次に「、大字中野」を加え、「字大道東、字大道西」を「字大道西、字大道東」に改め、「」に限る。)の次に「、門田町工業団地」を加える。

別表第3二本松警察署の項中「旭駐在所」を「安達駐在所、小浜駐在所」に、「油井駐在所、上川崎駐在所、浪川駐在所、東和駐在所及び小浜駐在所」を「旭駐在所及び東和駐在所」に改め、同表喜多方警察署の項中「及び塩川交番」を削り、「熱塩加納駐在所、熊倉駐在所、山都駐在所、相川駐在所」を「熊倉駐在所、熱塩加納駐在所、塩川駐在所、相川駐在所、山都駐在所」に改める。

附 則

この規則は、平成24年3月26日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1、別表第2及び別表第3の改正規定 公布の日
- (2) 第31条の2の改正規定 平成24年7月9日

(警 務 課)



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行所 福 島 県 報 一 社 印 刷 所 福 島 県 報 一 社 株 式 会 社